

三

復  
命  
書  
草  
案

守  
金  
局

目次

- 一、投票権問題
- 一、滿鉄借款由日本郵便局擔保問題
- 一、郵便料金問題
- 一、外交文書郵費問題
- 一、匯款利金問題
- 一、郵政廳ノ局ノ増設ニ就テ
- 一、仲裁及合議ト合議トノ同ニ於ケル合議ノ審査
- 一、匯款自由ノ範圍擴張
- 一、金「フラン」問題
- 一、事務用印紙類ノ統一
- 一、保護品包有書状問題

- 一、代金引換制度、統一
- 一、航空書留
- 一、葉書及高札見下、寸人振張
- 一、窓面並同題、就了
- 一、次期今後地同題

一、日本 郵便 一、全通

- (一) 下士郵便事務、一部
- (二) 郵便表記郵便物送、一部
- (三) 少色郵便物送、一部
- (四) 郵便物送、一部
- (五) 郵便物送、一部

共二三頁(乙) 十三十一 野崎

一、其、他、一、項

- (一) 下士郵便事務、一部
- (二) 郵便表記郵便物送、一部
- (三) 少色郵便物送、一部
- (四) 郵便物送、一部
- (五) 郵便物送、一部

復命書

呈、小官等第八回萬國郵便會議、帝國委員ト  
 レヲ参列スヘキ命ヲ據、會議開催前開催地タル瑞  
 典國「ストックホルム」市、赴キ前後約二ヶ月、亘リ會  
 議ニ参列シ御訓令ノ趣旨ヲ傳レテ議事ニ参加シ  
 八月廿日郵便存続外國係約定ニ調印スルニ付  
 トナリ會議終了致候ニ依テ、國ニハ報告書呈出

致候

大正十三年 月 日

第八回萬國郵便會議帝國委員

山森 七郎

杉野 耕三郎

河合 博三

牧野 宣一

高橋 利三郎

外務大臣幣原 喜重郎 致

逓信大臣犬 養 毅 殿

共一三號(乙) 十三、十一 野崎

第八回萬國郵便會議ハ本年七月四日瑞典國ノ

首都「ストックホルム」市ニ於テ國王「グスターフ」五世陛下

下臨御ノ下ニ其ノ同會或ハ異ナリタル越エテ同月

七日ノ第一回本會議以來以テ庫日委員會又ハ小委

員會ヲ續行シ八月十八日迄ニ千五百餘件ノ上ニ各國

提案ノ審議ヲ終リ翌々二十日ニテ本會議ノ入り口ノ

重タルト前後十回ニテ同月二十五日迄ノ終リノ見

二十八日萬國郵便條約、價格表記書狀及箱物支換  
約定、小郵便條約定、郵便局營業條約定及郵便振  
替業務約定、大調印ソレシテリ

會議、從來ノ慣例、依リ同會ノ初頭議長トシ  
テ同催國タル瑞典國主席委員「ユーリ」氏副議長  
トシテ總理局長「デコッベ」氏推薦セラルレ且テ議事

共一三號(乙) 十三、十一野崎

ノ進行、便ラレタル爲四委員會ヲ設定ス其ノ担当  
事項左ノ如シ

第一委員會 郵便本條約其ノ他一般問題ノ審議、

商代金引換及式紙類ニ関スル事項ヲ審議

スル爲更ニ二箇ノ小委員會ヲ設ク

第二委員會 價格表記書狀及箱物支換約定並小

包約定ノ審議(代金引換及式紙類ニ関スル

事項、前記小委員會ニ審議ノコトトス

第三委員會 郵便局替、國際郵替、新聞紙及定期刊行物豫約の是迄現金取立業務約定ノ審議（式紙類ノ同ニ）事項ハ前記小委員會ニ審議ノコトトス

第四委員會 右三委員會ニ於テ審議決定シタル事

共一三號（乙） 十三、十一 野崎助

### 項ノ修文整理歸算

我國ハ各委員會ノ審議事項、年利害關係ヲ有スルヲ以テ終リノ委員會並小委員會ニ参加スヘキ方針ヲ以テ同會前豫メ支渡ヲ遂テ其ノ目的ヲ達スルコトヲ得タリ就中第四委員會ハ従来國語ノ關係上歐洲諸國又リ之ニ準スヘキモノニ限リ参加シ

本リタルニ編纂上属ノ遺憾ノ莫ク發見セラル以テ  
 今回ハ我國之ニ参加スル方有利ナト思料シ再三  
 交渉ノ結果是亦其ノ希望ヲ達成スルコトヲ得タリ  
 各委員會ノ構成左ノ如シ

| 會名    | 組織                     | 委員 | 議長  | 副議長 |
|-------|------------------------|----|-----|-----|
| 第一委員會 | 日本朝鮮外五十三國              | 英國 | 米國  | 西班牙 |
| 第二委員會 | 日本外三十九國                | 佛國 | 日本  | 和蘭  |
| 第三委員會 | 日本朝鮮外外ノ日本府地<br>全作外三十二國 | 独逸 | 伊太利 | セルブ |

共三編(乙) 十三、十一 野崎助

第四委員會 日本外十一國 白耳義 瑞西、ウングアイ

七月七日以後八月二十八日止 前後約二ヶ月間、於テ

ル會議回教左ノ如シ

|          |      |
|----------|------|
| 本會議      | 十回   |
| 第一委員會    | 二十五回 |
| 代金川棟小委員會 | 五回   |
| 式紙美小委員會  | 五回   |
| 第二委員會    | 十三回  |
| 第三委員會    | 七回   |
| 第四委員會    | 十回   |

万国郵便聯合に加盟せる國家中今回會議に参  
列せる殖民地の條をセリセシテ「エグプトール」「グアテ  
マラ」「ホンデュラス」「ニカラグア」及「サルヴァドル」の其の代  
表ヲ派遣セリテ而シテ万国郵便聯合の既ニ成トセ  
界並國の個體ニ來レルヲ以テ今回會議ニ新規ニ  
参加セリルモノハ僅ニ露國「アフガニスタン」「エストニア」

共一三號(乙) 十三、十一 野崎

愛蘭「ル」に過キス亦モ尖等ノ新規参加國ハ何レモ今  
回會議開催期迄ニ往セリ事情ノ下ニ郵便聯合に  
入レル邦國ナリ

殖民地代表ハ其ノ所屬本國委員ニ於テ之ヲ兼ヌル  
例大カウナルニ獨立邦國ニシテ他國委員ニ其ノ代表  
ヲ委任シ自國委員ヲ参列セシメサルハ僅ニ「澳地利」  
及「イスラエル」に過キス尖等ハ夫々瑞典及「リトアニア」

員、其ノ代表ヲ委任<sup>調印</sup>其ノ他ノ手続ヲ履行シタリ又  
英吉利民地、今回會議中、於テ郵便聯合ノ開ス  
ル限リ獨立國ノ取扱ヲ受クルニトシテ要求シ承認スル  
所トナリタルヲ以テ條約上獨立トシテ調印スルニ  
至レリ

世界七十七國代表者カ地球上殆ント一切ノ國土ヲ

共一三三(乙) 十三、十一 野崎助

代表シ一同ニ會同シテ國際條約ヲ審議シタルニトハ  
國際會議史上全ク其ノ例ヲ見ザル所ナリ焉德里  
郵便會議ニ於テハ廣大ナル地域ヲ領有セシ露土ヲ  
初メ二三小邦ノ参加ヲ見ルニ至ラザリシモ今回ハ殊  
等諸邦ノ参加ヲ見ルニ至リ英國郵便聯合ハ名  
實共ニ完全ナル英國ノ聯盟タルニ至レリ而シテ<sup>英等</sup>英  
土委員カ和衷協同ノ精神ヲ以テ大局上常に國際

郵便事業ノ進運ニ貢獻スルヲ念トシテ其ノ討議ヲ  
盡シ郵便聯合創設以後最初ノ草案トシテ關係  
諸條約ヲ修成ス根本的ニ更正シ以テ今回議即チ  
了スルニ至レルハ事業上一大進歩ニシテ慶賀ニ堪ヘサ  
ル所ナリ只漏タ利利聯邦委員カ其ノ意ナリ措ケ  
ル海路結紮問題ニ關シ意ニ滿タラハ所ナリ途中

共一三號(乙) 十三十一 野崎新

會議ヨリ脱退降國トシテ遺憾トスル所ナリ

共一三號(乙) 十三十一野崎駒

一、投票權問題

投票權問題ト今回ノ會議ニ於ケル重要ナル問題ノ一ニシテ殊ニ我國ニ取リテハ至大ノ利害關係ヲ有ル事項ナリトス 故ニ利害ヲ思ヒスル英佛等ト協力シテ之ニ當ラントノ策ヲ決シ會議前各ノ佛國ニ其ノ委員ヲ訪問シ更ニ英國ニ其ノ委員ヲ訪ヒ國々一國一票主義ノ墨國安ホニ對シテハ關係各國相協

カレヲ進マレトヲ以テセリ

之ノ提議ニ對シテハ何レモ賛意ヲ表シ不日同僚地ニ  
於テ之カ對策ニ就キ充分ノ打合ヲ爲スヘキトシテ  
セリ特ニ英國委員ノ如キハ既ニ独立セル愛蘭ノ右  
ニ要求セル一票ヲ認メラルルニ非サルハ旗ヲ捲キテ引  
揚クルノ外ナシト迄極言セリ但シ小官等ハ英佛西

共一三號(乙) 十三、十一野崎納

國カ今回ノ會議ニ際シ各一票ヲ得ントスル提議ニ  
就テハ賛意ノ意ヲ明ニセスレテ「ストックホルム」ニ赴ケ  
リ

七月四日同會式ハ舉ケラレ各國委員ハ既ニ到着セ  
ルニモ殆ラス本問題ニ就テハ未タ打合會ヲ同クニ至  
ラス甚タ焦心ニ堪エリリレカ八月八日露國委員ハ自  
國ニ亦何合ノ提議ヲ爲スヘキニ付夫レ迄該問題ノ討

議ヲ延長セラレシムトヲ要求シ定ムラレ暫ク延期ス  
ルコトナレリ

之ノ間、右ノ佛國ハ更ニコレヲ及「グランド」ガ  
諸邦ニ對シ一票ヲ要求スルノ提案ヲ存シ葡國モ  
亦從來一票ヲ認メラレタリ阿弗利加大陸ニ於ケル  
殖民地ヲニ合シ一ハ葡領西部阿弗利加トシテ一票

共二三條(乙) 十三十一野崎

他ハ葡領「モザンビーク」殖民地トシテ一票ヲ要求シ  
又露國ハ自國諸邦ニ對シ四票ヲ要求スルノ案  
ヲ提出スルニ至レリ 一面墨國委員ハ單ニ第八條ヲ  
削除セントムルノ提案ヲ改メテ殖民地等ニハ獨立  
ノ投票權ヲ認メサル旨ノ條文ニ改正セシムトヲ提  
案シ後更ニ「加拿大、墨西哥、南阿、新西蘭」及  
葡ハ郵便諸條約ノ圍入ニ限リ一國ヲ為スモノト

看做し其ノ他各國ノ殖民地ハ後ノ自主權 (Autonomie)  
 ノ事有らん<sup>合</sup>、從來ノ投票權ヲ認メらん者ノ條  
 文ニ改正セシトヲ提議セリ 蓋シ本提議ハ極端ナ  
 ル一國一票主義ト通達困難ナルヲ看取シタルト此ノ  
 提議ニ依リテ英國例ヲ自派ニ援<sup>ニ</sup>シトノ意圖ニ  
 出<sup>テ</sup>らんモノト想像セラル

共一三號(乙) 十三十一野崎

以上ノ如キ投票權問題ニ関シテハ多數ノ提議ア  
 リテ事件ハ急<sup>ニ</sup>紛糾ヲ極メタルノミ<sup>ナ</sup>ラス此ノ際  
 殖民地ニ對シ新タニ投票權ヲ要求スルカ如キハ一  
 票主義ノ主張者ニ對シ有利ナルト定<sup>メ</sup>ラ<sup>レ</sup>其ノ氣勢  
 ヲ揚<sup>ゲ</sup>シタルノ虞<sup>レ</sup>アリシヲ以テ白國委員ヲ説キ共ニ  
 佛、葡、西ニ委員ニ向<sup>テ</sup>其ノ提議ヲ撤回セシト<sup>シ</sup>  
 勸告スルト同時ニ若シ西ニシテ其ノ提議ヲ撤回

セサル、於テハ日本亦強衝上皇儀ニ對シテ一黨ヲ要  
求スルノ已ムナキニ至ルハ、尙ヲ英佛西國委員ニ通  
告セリ

是ノ時、當リテ瑞西委員ハ墨西案ヲ緩和セル案  
ヲ提出セル力之ニ依リハ加拿院、保右利、南阿及新西  
蘭ハ完全ニ自主権ヲ有ストノ理由ニ依リ各一要求ヲ

英一三號(乙) 十三、十一 野崎節

購ハ英領印度、比律賓、「パール」印度又即

佛領殖民地、朝鮮及南領印度ハ加拿院ト同一意

味ノ自主権ヲ有セサルモ各其ノ郵政廳及郵便業務ハ

本國ト獨立セルヲ以テ一黨ヲ認ムヘク又白耳義領公

果、伊太利殖民地全体及葡萄牙殖民地全体ニモ便

宜一黨ヲ興ヘントスルモノナリ本提案ハ各殖民地ノ授

票權ヲ減大セントスル便宜案ニシテ理據ノ一貫セザル

ハ素ヨリ其ノ方ナリ 本提案ノ出ツルニ及レテ佛士安  
 員ハ俄カニ其ノ態度ヲ一変シテ新規要求案ヲ全部  
 撤回シ現状維持ヲ主張スヘキニ依リ日本モ時期  
 セラレタヤ昔ノ中込ニ来リ、現状維持ニ就テハ  
 英、米兩國ハ元ヨリ異議ナキ交ニシテ茲ニ佛士安  
 案權問題ノ前途ニ一通ノ光明ヲ認めニ至レリ

共一三號(乙) 十三、十一 野崎

延期セラレタル本問題ニ関スル提案ノ討議ハ七月

十七日ニ至リテ開始セラル 議場ハ異常ノ緊張味ヲ呈  
 シ山西將ニ至ラントシ風機ニ満フルノ概アリ、佛士  
 委員「ルボン」氏豫定通り投票權要求ニ関スル自  
 國ノ提案ハ之ヲ撤回シ現状ヲ維持セシメトヲ主張シ  
 更ニ葡萄牙委員モ其ノ提案ヲ撤回シテ「ルボン」氏ノ  
 説ニ賛同シ孰レモ議場ノ大喝采ヲ博セリ、墨玉

委員ハ一國一票主義ノ正當ナル所以ヲ力説シ提案  
ノ通過ヲ計リタルニ英勢力場ラス大勢既ニ決セルノ  
觀アリキ、英國委員ハ愛蘭ハ千九百二十二年四月  
以來獨立シテ自主國トナレルヲ以テ之ニ一票ヲ与フ  
ルハ當然トシテ之ヲ主張シ北平合衆主、佛蘭西等之  
ヲ支持シ議事ハ豫決ハ入ルニトナレリ、其ノ結果

英三國(乙) 十三、十一 野崎

瑞西案先ヲ敗レ墨西哥案ハ九ニ對スルニ其七、露主  
案ハ一ニ對スルニ其三ノ多數ノ反對ヲ以テ否決セラレ英  
國案ノイ可決セラレタリ

以上ノ如キ情勢ナレテ以テ八月廿日ノ第二回本會  
議ニ本問題ノ附議セラルルニ當リテ之ニ露主委員  
カ次回ノ大會議ニ於テ其ノ提議ヲ更ニ提出スヘキ  
ニトシテ聲明スルト墨主委員ノ辨明的説明アリタル

止マシテ委員会ノ決定通可決確定セリ

貯金局

共一三號(乙) 十三、十一 野崎助

一、滿鉄沿線内日本郵便局撤廃問題

支那政府ハ今回ノ委員トシテ當地駐劄同國公使戴

陳林氏主席委員トシテ外ニ同國公使館書記官黃康

年氏ヲ隨員中ニ加ハタルノミナラス別ニ本國外交部

書記官ヨリ王氏ヲ特派シテ之ヲ隨員中ニ加ハタリ而

シテ戴委員ノ如キハ一國駐劄公使ノ職ニ在ルニモ拘ラス

各委員會ニ臨ント毎回出席シ在ルルカ如キ其ノ前後

貯金局

「事情より察するに或は何等かの理由を以てハ満鉄債  
録内日本郵便局ノ撤廃問題ヲ提議せんとすハ  
非ヤルヤト疑ハル、夫すヤ、非ス

然レハ斯カル問題ハ彼令提議セラレトアリトスルモ  
郵便會議ノ範圍外ナリトノ事由ニテ之ヲ一蹴シ去ル  
コト敢テ困難ニ非スト信シ在リタルヲ以テ又那側ノ

共一三三(乙) 十三十一 野崎

斯カル態度ニモ拘ラズ降邦疎ニ日又郵便ノ特約國  
委員トシテ常ニ親和的態度ヲ以テ之ニ接能シ一而  
滿鉄債録内日本郵便局撤廃問題ノ提議ヲ抑制  
スルニ力メテ一而又那側ニ於テモ斯ル問題ヲ提議  
ニ付テ出スモ先年郵便局會議ニ於テハ在又日本郵  
便局撤廃問題ノ提議日極ノ結果、臨ルヘキヲ悟リ  
タシメノ力同問題ニ関シテハ本年議ハ勿論委員等ニ於テ

之何等言説スルコトナリ日英同ノ關係ハ昔年侵金後  
 於予ハ多般平穩裡ニ全邊レ寧ムハ後ハ西土同ノ關係  
 ノ親和密通ナラレタルノ觀アルハ茲ノハ中現象ナリト  
 謂ハルヘカラス

美一三號(乙) 十三十一 野崎駒

一郵便科金問題

郵便科金ノ統一又ハ引下、關シテハ評左利ト羅馬條  
 約ノ旧ニ復シ科金ヲ引下ラルト同時ニ其ノ統一ヲ圖ラセ  
 コトヲ提議シ墨西哥等ニ書畧ハ之ト目標ノ提議ヲ為セリ  
 瑞西ハ世界至偉狀態ノ安定セサル今日統一主義ノ旧ニ  
 復スルコトハ尙其ノ時期ニアラズトナシ其三十二條ヲ改訂シ  
 現行科金ノ公平額ヲ最低限トシ其ノ右割増ノ科金

最高限トシ其ノ範囲内ニ於テ各々ノレテ國情ニ應ジ適  
宜科金ヲ定メレトスル趣旨ノ提議ヲ爲セリ之ニ  
對シ英米ハ郵便科金ノ統一ハ郵便聯合ニ最モ尊重  
スヘキ根本主義ナルヲ理由トシ衆知亦文中ニ郵便科  
金ノ最高最低限ヲ定メトスル瑞西案ノ形式ヲ詳  
ケ第五十二條ニ大抵羅馬衆知ノ規定ヲ復述シ別ニ

共一三號(乙) 十三、十一野崎新

一時的措置トシテ最終議定書ニ於テ主割ノ増額ヲ  
爲シ得んノ餘地ヲ認メントスル折衷案ヲ提出セリ即  
チ規定ノ形式ニ於テハ何大利益ニ近ク且ノ實質ニ於  
テハ瑞西案ニ一致セんとナリ  
衆知亦文中ニ統一主義ヲ採リ四羅馬衆知ノ内ニ  
復スルニ一面最終議定書ニ於テ各國ニ相当範圍内ノ  
引上格ヲ認メントスル英米案ハ依然科金ノ不統一ヲ

事實上認めらるゝトトテルヲ以テ提議委員、對シ絶對  
的統一方針ヲ以テ進ミ、トテ謀ル所アリタルモ各王  
位係上ノ現状ハ尚斯ノ理想ヲ實現シ能ハヌト爲シ  
我々漢ノ臣ニモ各王委員ノ意向ヲ採ルハ大勢ハ討  
議前既ニ瑞西案又ハ英王案ハ決シ居ルモノノ如ク  
ナリレカ第一委員會、於ケル第三十二條討議ノ序頭

共二三號(二) 十三十一 野崎新

佛蘭西、和蘭、露西亞等又ハ英國案又ハ瑞西案  
ヲ又テ採リ、是ノ統一主義ハ且對ミテ七案ノ反對ヲ  
以テ否決セラレタリ

其ノ結果英、瑞西案ノ孰レハキヤノ討議ニ  
移リ種々議論ヲ重ヌル後委員會、於テハ英、英  
國案ニ依リテ之ヲ基本種金ハ大抵四倍馬幣以ノ種  
金トシ別、之ヲ割込ノ増額ヲ認メ斯クレテ得タル

右記ノ自出貨幣ノ相対額、尙シテハ其ノ貨幣制度ノ便宜、從ヒ且「サレチーム」ノ範囲内ニテ尙抑上切振ヲ爲スノ権能ヲ認ムルコトトシ且素書及印刷物等ニ對シテハ最低特別種金ノ定ムルコトトナレリ

然レハ本會議ニ於テ更ニ修正提議アリ委員會ノ決議ニ多クノ変更ヲ見ルニ至リ則チ(一)基本種金ハ

印刷物等ノ種金トシ素書ハ「サレチーム」有人用印刷物ハ「キヤグラム」近五「サレチーム」(二)最終議定書ニ獨記スル表、從ヒ可成基下種金同額、於ケル此例ノ失ハズ様名出之ヲ六割増トレ又ハ二割減トナスコトヲ得ヘノ(三)尙且ノ貨幣制度ノ便宜、從ヒ料金相対額ノ抑上切振ヲ爲シ得ルコトトナレリ

尙或種ノ書籍及發行者ヨリ直接、予知者ノ宛送ス

せん貯蓄法及定期貯蓄の利便を以て紙幣の流通を促し  
 其の流通の容易ならしむ文化の發達に資せんとせん  
 伊之利、葡萄牙、露西、希臘、諸國、独、白、共  
 等ノ諸王親心ニ之ヲ支持セラルル諸國全ノ紙  
 幣ハ濫用ヲ誘起シ郵便收入ノ激減ヲ来ス虞アリ  
 ト存シ英、蘭、瑞、丹、瑞、典、等ノ諸王親ニ之ヲ  
 抑制スル方

共一三號(乙) 十三十一 野崎

貯蓄法を要する所は其の利便を以て紙幣の流通を促し  
 其の流通の容易ならしむ文化の發達に資せんとせん  
 伊之利、葡萄牙、露西、希臘、諸國、独、白、共  
 等ノ諸王親心ニ之ヲ支持セラルル諸國全ノ紙  
 幣ハ濫用ヲ誘起シ郵便收入ノ激減ヲ来ス虞アリ  
 ト存シ英、蘭、瑞、丹、瑞、典、等ノ諸王親ニ之ヲ  
 抑制スル方

爾後侯、葡、露等ノ委員ハ其ノ主張ヲ貫徹スル有  
議場外ニ於テ印シ、他委員ノ諒解ヲ求メ本会  
議ニ時ニ再々提案スル所アリ 討議兩日ニ亘リ意  
見相合シ賛否互ニ激辯ヲ上下シタル結果  
(一) 庫貯者より予貯者ニ至接ニ發送スル新貨幣及  
定期刊行物(伊太利幣)

(二) 廣く美ヲ除キ本銀又ハ假銀ノ書籍(葡、葡  
不銀幣)

(三) 學校、學舍等ノ同、等着スル文學的又科學的刊  
行物(露、西亞銀幣)

相互的關係ニ於テハ一般印刷物ノ料金ノ半額ノ料  
金ヲ以テ發送シ得ルニトナレリ

一 外交文書郵票同題

外交文書等ノ郵便料金ヲ免除セシムル爲メ  
北米合衆國、墨西哥、ウルグアイ等ニ依リテ提出ス  
ル前記大公使館ト且ノ各國政府トノ間ニ交換ス  
ル金銀ノ外交文書票ニ限リ料金ヲ免除セシムル後  
者、料金は免除ノ範圍ノ外ニ郵便料金ニ限ラス、輸出  
ノ郵便料金郵便料金等、郵便料金トモ政府トノ間ニ

往後之在印郵便物之及右ノレトスルモノナリ  
委員會ニ在リル本問題ノ審議ニ在リ墨土委員ハ  
自土墨土ノ郵政ハ凡ソ日本郵便聯合ノ採用スル所  
ニシテ右ノ力ヲ發揮シ性質ノ有スル之等郵便物ニ對シ  
特權ヲ認ムルニトスル多人ノ利便ヲ廢スルヲ所以ナル  
旨ヲ陳述シ伊比利、亞爾然下等之ニ賛ス、然レニ

共三號(乙) 十三十一 野崎

白耳義「ケエワススルヤ」「瑞西、獨逸、英國及佛  
士等之之、反對シ或ハ濫用ヲ防止スルノ途ナキヲ  
理由トシ或ハ料金免除ノ範圍ヲ擴張スルニトハ  
馬往里會議ノ決議ニ反スト主張セリ小室等ハ御  
訓令ノ次第セリノ領事館ノ郵便物ヲ除キ外交  
文書郵便物ノ料金免除ニハ賛成スル旨ヲ主張シテ  
之ヲ採決ノ結果墨土西等案ハ反對其八票ニテ不決

セラレ第五案其ノ他七案同様ノ選挙ニ關シタリ  
レテ本會議ニ於テハ其ノ中何等問題トナルトナ  
ノレテ止ムナリ

共一三番(乙) 十三、十一 野崎

一 繰越料金問題

繰越料金各五利害ノ關係スル所大ナルヲ以テ  
投票權及郵便料金等ノ問題ト共ニ聯合創立  
以來毎會ノ會議ニ於テ複雑ナル討論ノ主題トナ  
ルヲ例トス今回ノ會議ニ於テモ亦繰越料金率ヲ  
規定スル第五案ニ關シテ選舉ノミニシテ其外  
レ上ノ繰越料ノ既斗及精算方法等ニ關シテ

案ノ合ニトナハ、實ニ二百餘斛ノ多敷ヲ計界ス

孫越拜會寧之園乞食于其  
控藥以飢ノ友ノ如ク

之 7 3 類 2 九 7 得 八 2

一 雄強ヲ全席ヒトスルニモ /

一、統計  
一、統計

一、燒越碑ノ後、原  
乙ニ卜ルニ及

一 名花園ヲルテ帰還新ノ收得セシメトスル也

一、同書表紙題辭／計集ノ重量ニ依テルモノ也

一、特別對金率ノ適用ハ、特別法律ノ擴張ニ

十三、十一 野崎 納

ト  
人  
々  
々  
/

一、強越科 / 金庫、南米諸島多年 / 主張、乙子馬

德皇今歲二月  
佩平部侯聯合諸王相率并

ヲ  
五ノ  
通  
過  
ニ  
奴  
力  
ノ  
タ  
リ  
シ  
力  
今  
頃  
ハ  
星  
土  
西  
哥  
及  
伯  
利

西島之方照葉ノ江ニ於テ大ニ見ノ年平ノ主張ヲ

東歐セントルカノ外盧森堡及匈牙利ヨリモ同

孫ノ體要アリタニモ日莫独佛ハ勿論本問題

題、固レ其ノ態度ヲ豫測シ得テモリレ北米合  
衆國ノ如クモ合衆國ニ反對レタル結果同業ハ  
十一封五十九票ノ差ヲ以テ委員會ニ於テ破レタ  
リ東合議ニ於テハ大抵ノ非ナルヲ見テ再々其ノ  
種ノ提案ヲ為スモノナリ僅ニ皇王委員ハ陸軍料  
ノ合衆ハ郵便聯合ノ理想ニシテ之ヲ實現スルニ

昨レハ聯合ノ定礎ヲ期スル能ハサルニ付其ノ實  
現ノ日ノ速カラレトテ希望スル言ヲ述フ所ナ  
リタルニ過キサリキ

一、陸軍料金率ヲ既一セントスルノ案ハ瑞西、瑞典  
帝國等ノ提議ニ係リ書状書ト其ノ他ノ物  
品ト、依リ異ン現行料金率ヲ廢止シ早ニ  
重量ト海陸割運送距離ニ依リ料金ヲ定メ以

ノ計算ノ簡便ヲ期セんとスルノナリ本問題ハ  
前項ノ全席事、次ノ委員会ノ議題トナシカ  
然レ共、却て其ノ定々ハキミノナリ  
ナラス書状案書ト其ノ他ノ物トノ重量ノ割  
合、因、依リ常、同一ナラストノ理由、依リ独  
英米、佛、何等ノ反對アリタル為メ提案書根據

共一三號(乙) 十三十一 野崎新

上カノ提案書ヲ撤回スルニ至レリ

一 延越科ノ低減、因、其ノ英米諸國ノ常

服等ニリ提案アリ更ニ討議、佛独等

各種ノ提案アリ其ノ改修大戦後、該小邦台

主セシ結果依然從來ノ延越科率ニ依ルトキ

ハ其出士ノ負担過重ナルヲ以テ一面、巨額ノ草

位ヲ延越科スルト同時ニ税率ヲ或程度ニ引下

〆他面より従来部もスレハ先巨額運送に對スル大  
 玉ノ收得額進大ナリトハ非難並強強辨令案ノ  
 主張等、顧し長巨額運送に關シテモ未幾分ノ  
 引下ケテ有サントスルモノナリ 令案案ノ破シタル  
 長、存リハ低減案ハ強強辨問題ノ是点タル  
 ノ觀アリ 先ツ問題ノ複雑ナルニ鑑ミ、強言ノ

共一三號(乙) 十三十一 野崎助

分置及料金ナリ陸路ト海路トハ分ケ各割ニ討  
 議スルニトナシテ陸路は高ノ分置ニ關スル提  
 案ノ主ナルモノ在ノ如シ

| 莫末案      | 佛何案     | 独逸案     |
|----------|---------|---------|
| 一、〇〇〇 料迄 | 五、〇〇 料迄 | 六、〇〇 料迄 |
| 二、〇〇〇    | 一、五〇〇   |         |
| 三、〇〇〇    | 三、〇〇〇   | 三、〇〇〇   |
| 六、〇〇〇    | 六、〇〇〇   | 六、〇〇〇   |



共一三號(乙) 十三、十一 野崎駒

八  
病  
紙  
十  
拘  
送  
了  
了

通送巨高

英 米 葉

瑞 世 葉

五〇〇 厘  
一、五〇〇  
五〇〇  
五〇〇

五、七五  
二、〇〇  
四、〇〇  
六、〇〇

〇、一〇  
〇、二五  
〇、五〇  
〇、七五

一、五〇  
二、〇〇  
五、〇〇  
五、〇〇

〇、五〇  
〇、二五  
〇、五〇  
〇、七五

英米葉の通送の目的は、そのうち、瑞世の葉は、

中主トシテ海運ノ常程ニ改修ト北米合衆土内ノ

通送ニ對スル 通送ノ目的は、そのうち、瑞世の葉は、

英一三號(一) 十三、十一 野崎

ナルニトトナシノ結果 伊太利、諸國等ハ、瑞世

葉ヲ又得シ佛土亦英米葉ハ大作ニ於テ不可ナ

キニ改修ト北米合衆土内ノ通送ノ目的は、そのうち、

瑞世の葉は、通送ノ目的は、そのうち、瑞世の葉は、

ハレト主張シ英米ハ只ノ他ノ物品ニ對スル 通送ノ

ヲ一併ニ付回ナトスルニトナシノ結果 伊太利、諸國

通送ノ目的は、そのうち、瑞世の葉は、通送ノ目的は、

金 局

わ、自玉あつて換へたりしつゝ以て先づ本國累々換  
快とたんすこ村共粟ニテ貯し置て莫端ノ限合  
案り回し八村一票ノ多敷ク以て換擇せうたり  
要之海陸徳新州ニ分ち多クノ換案ト案多  
ノ意見アリタルモ莫玉案ハ大佛ニ於て穩健ナル  
換案トシテ多敷之ヲ支持し議場ノ空氣ハ對

共一三三(乙) 十三十一 野崎

陸

|       |   |      |        |      |        |
|-------|---|------|--------|------|--------|
| 通送巨額  |   | 現    | 行      | 放    | 収      |
| 一、〇〇〇 | 〇 | 書込葉書 | 其ノ他ノ知事 | 書込葉書 | 其ノ他ノ知事 |
| 二、〇〇〇 | 〇 | 一、五〇 | 〇、二〇   | 一、〇〇 | 〇、一〇   |
| 三、〇〇〇 | 〇 |      |        | 一、五〇 | 〇、二〇   |



ルに對し、獨逸、瑞西、オ、劇烈ナル反對アリタムカ要  
 益金に於テハ、獨逸ノ安撫案ヲ採擇シ、ト多量トス  
 トアルヲ當新海路鐵道料ノ三合ノ一ヲ收得シ得ん  
 ストニ決定セリ 然レモ、蘭、白西國ハ右之ニ満足セ  
 ズ、和蘭要否ノ如キハ、本會議ニ於テ鐵道料總減  
 固クヲ生ズル自玉ノ實利セヲ陳述シ、若シ自玉ノ主張

共二三號(乙) 十三、十一 野崎助

コレケ通過セムハ、英國トノ内ニ在ケル海路鐵道業  
 務ノ困難ナル進行ヲ保障シ難シト迄極言スルニ  
 あり賛否互ニ意見ヲ上下セタムニ遂ニ委員會ノ決定  
 ヲ變更スルニ至ラリ、又、保大、利、時、邦、要否ハ自玉  
 ノ保持スル海路ノ出發多量ナル理由トシ鐵道料  
 額下、海路料ノ總減ニハ、始終一貫シテ反對セルカ、改  
 正鐵道料ハ、且、本國政府ノ承認スル所トナラス

補下、先ヶ物五ノ送、就ケリ

其ノ他名宛五ニ送送料ヲ下拂ハントスルモノ（旅

成、羅馬尼）開業郵便物ノ送料ヲ郵便物ノ箇

数ニ依ラズ開業ノ場合ト同様重量ニ依ラシメント

スルモノ（存立利、羅馬尼）及或路路ヲ特殊業務ニ

指定シ特別ノ送料ノ適用セントスルモノ

共一三號（乙） 十三十一 野崎

（葡萄牙、佛蘭西、羅馬尼）等往之ノ提案アリタ

ルモノ何レモ不快セラン、其開業郵便物ノ重量ニ百五

十グラムヲ超過スルトキハ例外トシテ箇數ニ依リ

開業郵便物ト見做シ重量ニ依リ送料ヲ計

算シ得ルニトナレリ

一 郵政廳ノ爲スル協定ニ就テ

現行條約第五條第二項ニ依リテ郵政廳ハ聯合ノ約束ニ抵触セサル事項ニ限リ規定ノ範圍内ニテ他ノ郵政廳ト協約ヲ爲スニ得ル旨ヲ規定シ第三項ニ至リ例外トシテ近且高橋壕地内ノ郵便料ハ條約ノ規定ニ拘ラス郵政廳同ニ低料金ノ採用ヲ協定スルニ得ルニ付テシテ在リ

然るに安否今、於ては、墨國安否ノ主張ニヨリ、聯合  
ノ約束ニ抵触セラル限リ、ラ、一層不利ナラサル  
限リ、改ムルニトナリ、其ノ結果ハ、將來解決工  
所謂、不利ナラサル、トハ、何有、対シ不利ナラサル  
ノ意ナルヤ、明ナラス、人有利不利ノ限界ハ、由未判  
然明瞭ナルモノニ非ス、締約ノ規定トシテ、甚レク安

美一三號乙 十三、十一野崎助

者ノ顔ヲノミ、テラス、改ム、第二項ハ、第一項、第三項ト  
全ク、其ノ關係ヲ失フニ至リ、不都合ヲ見ルニ至ルヲ  
以テ、第二回、開會議ニ於テ、現状維持ヲ主張スルニ  
力メタル、各國、安否ハ、斯カル、法理問題ニ、非テ、他種ス  
モ、ナク、安否ノ主張ハ、三對ナク、以テ、破レ、遂ニ、今  
四ノ如ク、改メラルル、ニ至レリ  
謂フニ、多數、五ハ、郵便、締約ノ、固ニ、限リ、國家間

、締結スル場合ト郵政能ハ締結スル場合ト、同  
 取扱上根柢ノ差異ナリ、条約ト雖モ郵政長官委  
 任ヲ受ケ之カ期即チ為スニ止ムルモノ多ク、爲今回  
 ノ如キ不合理的ナル所ニ違ヒ、且ノ政府ヲ觀ルニ至  
 ラサリシモノノ如シ

一、仲裁及會議ト會議トノ間ニ於テハ提議ノ審查  
 条約及約定ノハ其ノ適用ニ依リテ郵政能ノ負  
 担トス、ハ、責任ノ解釈ニ因ミ聯合ノ二安次上ノ間ニ  
 生レタル異見ヲ仲裁ニ依リ裁決スル場合ニ於テハ  
 當兼郵政能ハ其ノ事件ニ關係トキ聯合ノ他  
 ノ一員ヲ選定スルコト、ナリ居レルモ郵便条約以外  
 ノ約定ニ因ミ係争問題ヲ裁断定ノ非加入國ヲ

此種金部改定ヲレテ裁決セラルルコトハ裁決ノ正額ヲ  
如シ難レトノ供方利、白耳義等ノ提議ニ基キ係年  
同額ノ固係ニハ協定加入國郵政廳ニ非ラレハ仲裁  
者タニコトヲ得サレコトハ改メタルカ（明治十九年）  
為ニト同一趣キ依リ金部ト令課トノ同ニ於ケル  
提議ニ固シテハ其ノ固係ニハ協則ノ加入ニ非ラレ

共二三號（乙） 十三、十一 野崎助

ハ之カ審査ニ于テハ得サレコトハ規定セラルタリ

（明治十九年）

一、越自由ノ範圍擴張

越自由ノ要則ハ郵便聯合創立以來一貫  
ニん根本主義ニシテ通常郵便ニ就テハ從來既ニ其  
ノ理想ヲ實現スルノ域ニ達セリト云々其ノ他ノ郵便  
物ニ就テハ聯合中ノ各郵便局定ニ加入セリト云  
々其ノ外ニ爲メタ完全ニ越自由ノ自由ヲ認ムルニ  
至ラス然レハ修表表記書状及箱物ノ開封越

越ハ通事・郵便ノ場合ト其ノ取扱方殆シト差異  
ナキヲ以テ價格表親如定ノ非加入西ト爲クモ聯  
合云々以上ハ總テ價格表記書状及箱物ノ開封  
越越ヲ義聲トシテ認メ該郵便物之欠ニ對シテ  
ハ書留郵便物ノ場合ト同様ノ責任ヲ負担スル  
ニトモシ越越自由ノ原則ニ一進歩ヲ劃スルニ至レ

共一三號(乙) 十三十一野崎崎

リ(東京青木五郎)

共一三號(乙) 十三、十一 野崎助

一金「フラン」問題

改換大就以来各五銀幣ノ表部基ヲレク羅馬  
幣中一郵便料及紙幣ノ基礎トレテ規定セ  
ラレタル「フラン」トハ果シテ如何ナル優格ヲ有スルモノ  
ナレヤ此國ニ在リ解款一致ヲ欲セザル議定ニサリ  
シ結果馬場憲吉會議ニ在リ郵便料ノ基礎タル  
「フラン」トハ其ノ貨幣ノ信用ヲ採用ムル諸君ノ法利

に依り定めん金債「フラン」を謂ふ郵政相互同ノ  
計算書ノ差額ハ金「フラン」ヲ基礎トシテ清算スヘ  
キニトシ明記シタフト金其ノ適用上ニ至リテハ亦多  
ノ異議ヲ免レサルノミヲラス聯合ノ別列中其ノ他ノ  
事ニ於テ「フラン」ノ意義ヲ明定セサルモノアリテ爭議ノ  
因ヲ存スル「アリ」カ和蘭ノ提議ニ依り条約及約

共一三號(乙) 十三、十一 野崎

定ノ條款中從部ノ地位トシテ採用セル「フラン」  
ノ分量及地位ヲ一義文ニ略括規定シ以テ其ノ  
條附ヲ補ハセラレタリ(条約及約)

一、業務用式様美ノ統一

郵便聯合諸如定ノ施行規則ニ定ムル業務用  
式様ハ其ノ様美定ニセテノ多中ニ違フ之カ大ナ  
ニ付テハ何等ノ制限ナク聯合國ハ各隨意ノ寸尺ヲ  
採用セシ居大少已々ニ互リ不便欺カラス 然レニ郵  
便業務ノ発達ニ伴ヒ郵政機關ノ支度スル式様美  
ハ益々多ク之カ寸尺ヲ統一スルニトハ事務取扱上多

大ノ利便アリテ又米及糖逸等ノ提議ニ基キ特  
ニ小委員会ヲ設ケ研究ノ結果式決ノ由案及用  
途ヲ考量シ寸人ノ大伴四種美ノ制限ヒク依  
テ生ズル事務上ノ利益蓋シ鮮大ナラザルヘシ

(條約第九條)

一 課税品有書状問題

因後ヲ課スヘキ物品ハ從來通常郵便物ト  
シテ發送スルコトヲ得ス之ニ及ズル郵便物ハ名義上  
ノ法制ニ依リ特ニ名義人ニ交付シ得ル場合ノ外差  
出スル返送スルコトナリ店ヒク以テ式ハ差出スル返送  
スルモノアリ式ハ因後ヲ徴收レテ名義人ニ交付スルモノ  
アリテ各品ノ取扱方必シモ一致セス素ト本禁制ハ

國税ノ運送ノ取替ハトスルモノナルモ左列郵便  
 物ノ全量スルニト國税ナルノミナラス假令發見ス  
 ルモ國税ヲ運送スル人ノ交付スル多額ナルノ事  
 是ニ鑑ミ單ニ其ノ規定ノミヲ以テレハ國税運  
 送防止ノ目的ヲ達スルニト難ク該案若ハ單ニ單  
 ニ主義ノ問題タルニ止リ實際上ノ效果甚タ劣カラ

共一三號(乙) 十三十一 野崎

サルノ帳アリ佛如ハ既ニ馬往臣会帳ノ際一矢ヲ追  
 ナリ書状ニ課税品ヲ封入スルニトヲ認ムルノ案ヲ提  
 出シタルモ時至ラズ全決セラレタルカ今回又ニ提議  
 二ノ同一趣旨ノ提案アリ、佛、瑞西、ノウエグアイ、其  
 ノ他多数之ニ賛シタルニ對シ英、西、ハ本問題ハ鐵道  
 輸送郵便局ノ設備ニ多大ノ影響ヲ及ボスヲ  
 以テ慎重考慮ヲ要スヘク今回ノ會議迄之ヲ決定

ヲ延期セシメトシ主成ニ米及露玉等ハ独逸藥ハ  
通事郵便物ノ寄付ヲ没却スルモノニシテ事實上  
ノ混亂ヲ誘發スルモノナリトテ之ニ反對セリ

然ルニ書状以外ノ通事郵便物ノ内容タリ得ん  
物吊ノ範圍限定セラルルモノナラヌ書状ニ依リ  
送ムトナリ其ノ料金高歟ニエリ勢ハ小色郵便ニ依ラ

共一三號(乙) 十三、十一 野崎助

サレハカラス而カモ小色郵便物ハ陸ヲモ弟旦ノ料金  
ノ薄成上少形物吊ノ取引ニ便ナラザルヲ以テ小色東  
郵便物 *petite paquet* ナル名称ノ下ニ一種ノ通事郵

便物ヲ制定セシメトテ提議シ以テ一面近時特殊ニ  
ノ採用ムル諸税和吊金有書状ノ取扱方ヲ統一シ通  
關等ノ手續ヲ統一セシメ期シタルニ多量ノ釐金ヲ  
得ん能ハズ寧ニ現行諸税吊金有書状ノ制度ヲ

多分、破認レテ以テ農業者ノ所謂飲酒ヲ  
神ノ如クスト爲セム行イワセテ遂ニ其女リ之  
ノ隨意廻定トムルノ妄情素ヲ脱去シテ一  
票ヲ以テ採ハセラン即チ課税所ヲ書状ニ依リ  
輸入ムルコトヲ許スルニ付書状ニ別ル知所ヲ  
却入シテ添送シ得ヘク此種郵便物ノ名義ニハ

共三號(乙) 十三、十一野崎

其ノ通國手取郵便トシテ郵便物一箇ヲ付品取限

主山ノ特割料金ヲ徴収シ得ンコトトテレリ

表一三(四) 十三十一野崎

一、代金引換お及ノ統一

代金引換、制度ハ別表ニ示スル如ク通常郵便  
トハ各郵便トノ内ニ其ノ料金及取扱ノ方法ヲ異ニシ  
取扱上ノ不便歟ナク之レハ統一ハ毎年ノ秋葉ナリ  
郵便局至令張ニ於テハ之レカ有ノ代金引換ヲ委受ス  
テ送付郵便ヲ宣示スル所

一、引換金額ハ差支無量部ニテ表示ス

二、代金川核百智亭ノ新皮物、居付又  
三、一定ノ代金川核料ノ差出人ヨリ徴収ス  
四、名義人ノ別、一定ノ取立料及事務料ノ徴収ス

一ノ方針ノ下ノ通事及小色ノ取扱ヲ一致セシムルニトシ  
 編快ニ主ニモ本會滿ニ於テ紙幣ヲ出シ  
 トリ何ボノ故否ヲ見スルヲ止メタリ

然、今更ノ金銀ノ貯テ、洪牙利、石馬、徒皇、金銀、小

共一三號(乙) 十三、十一 野崎駒

和衣一致ニトテ衣履ニ  
本邦ハ折衷案ヲ照

出ス、佛、白、摩訶儼、フケエツク、スヒゾアキア  
ル等ノ諸王并

名從業人形勢混化トシ帰還人形ヲ

却久即午間題一福報十二  
鏤之且多矣、愈集

7 早兆矣 機全之 於 解決也 ト、希望ヲ込メテ 奉 卸

外十三ヶ  
五ヶ  
米ん  
少  
要  
五  
念  
一  
番  
張  
二  
附  
之  
ん  
二  
ト  
一  
ナ  
リ

讀要卷八  
四  
一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
九  
十  
十一  
十二  
十三  
十四  
十五  
十六  
十七  
十八  
十九  
二十  
二十一  
二十二  
二十三  
二十四  
二十五  
二十六  
二十七  
二十八  
二十九  
三十  
三十一  
三十二  
三十三  
三十四  
三十五  
三十六  
三十七  
三十八  
三十九  
四十  
四十一  
四十二  
四十三  
四十四  
四十五  
四十六  
四十七  
四十八  
四十九  
五十  
五十一  
五十二  
五十三  
五十四  
五十五  
五十六  
五十七  
五十八  
五十九  
六十  
六十一  
六十二  
六十三  
六十四  
六十五  
六十六  
六十七  
六十八  
六十九  
七十  
七十一  
七十二  
七十三  
七十四  
七十五  
七十六  
七十七  
七十八  
七十九  
八十  
八十一  
八十二  
八十三  
八十四  
八十五  
八十六  
八十七  
八十八  
八十九  
九十  
九十一  
九十二  
九十三  
九十四  
九十五  
九十六  
九十七  
九十八  
九十九  
一百

之ノ申付得ハ所強ニト、ナリ

- 一、引換金額ト別列トシテ差出仕込額トテ表示ス
- 二、代金引換ニ付テハ郵便局ニ係留ス
- 三、又「リ」ニ以テハ一定額金ト引換金額ノ二五  
分ノ一ノ額金トシテ計ニテ引換額金ト  
差出人ヲ徴収シテノ金額ヲ所定郵便局ニ付託ス
- 四、取立金ハ各料為替ニテ差出人ニ送付ス

此等諸ノ於テハ前記第三條ノ一定額金ヲ二十「リ」ニ  
以上トナシ「リ」ニ以テハ範圍、於テ各五萬圓ノ額金

共二三條(乙) 十三、十一 野崎

ヲ採用シ得んエト「リ」ナリ外何等ノ所為ヲ見ズレテ採  
決セラレハ此ニ通常トハ包ト「リ」取決セシメ多額ノ存  
蓄ヲ解決スルエト「リ」得ナリ 蓋シ郵便聯合共上納  
金「リ」ハナリ事項ナリ失ハス

代金川後、國之規定、要路

[illegible]

共一三號(乙) 十三十一 野崎納

一、航空業務

馬德里第2次航空郵便の聯合業務の提供に  
利便の増進を以て郵政の航空輸送の圖を以  
一條款の創設を以て僅に之の特別業務ト是れ  
能く其の他の航空郵便の同様の規定を要し  
る材料の預業務の整理を以て之の利用をし  
るべく之の對しては差支の設けられず制限を定む

此邊より、力、最近改定諸君、於此、航空業務ノ  
 発達ノ、海、郵便ノ、空中輸送ノ、顯著ナル、進歩アリ  
 航空機ノ、郵便物輸送ノ、機關トシテ、重要ナル地位  
 ヲ、占ムルヲ、以テ、青ニ、委員會ニ、於テ、海、長、ヲ、ウケリ、アムル、以  
 テ、此、英米ニ、於テ、航空郵便ノ、現状ヲ、詳述シ、佛、及  
 瑞典、委員、等、亦、各自、國ノ、航空郵便業務ニ、就テ、説

明ニ制度ノ必要ヲ、説クニ、ト、洋、カ、ナリ、終、ク、英、佛、西  
 士ノ、提案ノ、討論ニ、移リ、葡萄牙、ヲ、ケ、エ、ク、ス、ニ、少、ク、ナリ、西  
 士委員、ハ、時期、早、送、ヲ、主張シ、タル、後、方、西、者ノ、折衷  
 案ヲ、採擇ス、ニ、ト、ハ、ナリ、改、正、ノ、案、始、末、ノ、如、シ

一、航空業務、直接、關係、ナル、士ノ、郵政、廳、ハ、關係、會  
 北、ト、協定シ、自由ノ、郵便、ヲ、以テ、機、裁、タル、郵便、物、ノ、運  
 送、料、ノ、定、ム、但、テ、該、業務、ノ、承、メ、郵政、廳、ハ、之、ヲ、利

用之郵政社より直接、所送料ヲ收得之ノ權利  
ヲ得ルハ

二、郵政ノ独立セル航空事業ノ至ラ航空所送セラル

ハ開港ノ途中積替ハ積替地郵政社ノ所ナリ

之ヲ所ノ

三、開港ノ再登ノ為ニ係費スルハ保費郵政

社ハ開港一箇年止〇「セケム」ノ保費料ヲ收得

共一三號(乙) 十三、十一 野崎

ノ

四、航空士ノ郵政社ハ自土ノ領土ヲ通過シテ所

送セラルハ開港ニ對シ保費料ノ外何等ノ報

酬ヲ收得スルコトヲ得ス

(条約第七十條)

一、要書及為用見中ノ寸人旅帳

御邊、和蘭、瑞西等ノ諸王ニ於テ採用スル由テ御

役要書ノ寸人、前王御役要書ニ定ムル要書ノ寸人

ヲ猶大ニ右由テ要書ヲ要書トシテ王際常務御役

用スルニトシ得ス様ニ最御由テ御役トシテ差出ル要

書ノ名家人外由テ新居ニ由テ之ヲ要書トシテ旅

送ニ得ル力由テ不致リトノ理由ノ下ニ御邊ヨリノ提

第 7 号 認 じ る ン 以 上 算 書 ノ 寸 尺 ノ 最 大 限 ヲ 長 サ 十  
 五 「センチメートル」 (現行 十 四 「センチメートル」) 中 十 三 「センチメートル」  
 (現行 九 「センチメートル」) 迄 展 示 為 可 時 々 考 見 察 ノ 以  
 行 寸 尺 ノ 各 品 之 於 ケル 考 考 引 ノ 実 状 之 變 化 補 正 之 為 又  
 一 嫌 入 ン 以 上 長 サ 十 四 十 五 「センチメートル」 (現行 三 十  
 「センチメートル」) 迄 ノ 以 上 各 品 ノ 利 便 ヲ 増 進 之 為 又 十

（糸如 戸 三 十 四 糸）







一、次期会議地問題

鳥籠里今議ノ際、英、土、茅、八、田、下、五、即、後、今、議、ヲ  
倫敦ニ開催セントスル希望アリシトハ、豫メ周知セ  
ル所ナリシ以テ、今、議、ニ、於、テ、倫、敦、ヲ、茅、九、田、會  
議、地、ト、シ、テ、提、議、ス、ヘ、キ、リ、シ、ヲ、予、想、ス、ル、ニ、難、ク、ア、リ、キ  
然レド、浪、本、市、役、所、金、部、長、リ、相、提、携、力、ニ、テ、重、希、然、丁、五  
「ウ、エ、ノ、ス、ア、イ、レ、ス」ニ、次、期、ノ、今、議、ヲ、開、催、セ、ル、ト、シ、テ、提、案

之先ノ願フニ他五ノ賛成ノ求ムニトニ如クノ形跡アリ  
 7 而シテ八月二日第二回金局議ニ在リテ本問題ノ討  
 議ニ入リテ西班牙委員ハ先ク「グエノスアイレス」ヲ收回  
 ノ金局地トシテ提議シ来、墨、智利、伯利西昂、リ  
 ルグアイ等之ニ賛シ会議地ヲ改メ、独占ニシテ不可  
 ナリテ諸ノ美勢大ニ賜シテノ款アリシニ更ニ英國委

共三號(乙) 十三十一野崎

英主ノ金局地ノ問題ハ即後事勢ノ見地ニ依リテ  
 決セラルハキモノナリトテ倫敦ヲ提議スル所アリテ  
 名投票ノ結果「グエノスアイレス」ニ賛スルモノ其地西  
 對シ倫敦ニ賛スルモノ四ノ七票ノ多数ヲ得テ收回ノ  
 金局ハ十九百二十年倫敦ニ開議セラルニトナ  
 レリ

佛主其ノ他ニ五委員ニシテ東京ニ開金局ヲ開ク

エトク等所入し旨所外に於て小官等ニ陳シタルモノ  
ナキコアラリシモ之等ニ對シテハ所詮令ノ趣旨ニ依  
リ適宜應務ニ拘束トスルコトヲ解クルニ力ヲナリ

一、日本理案ノ経過

一、下五部所案ノ部

一、令所ト会所ト一同ニ於テハ提議ノ實施力全生案  
件、令所ト会所ト一同ニ於テハ提議ノ實施力全  
生条件ヲ案所等ニテ案ニ於テ案所ニ關スルモノト  
其ノ施行規則ニ關スルモノトヲ一統規定スル現行規  
定中施行規則ニ關スル事項ヲ同規則ニ移サントスル

我提議ハ一ノ賛者ナラズ本立セス

蓋シ英佛等諸邦ノ研究會ニ参加シタル諸  
國ハ其ノ編成ニハ多ク其ノ形式的地ヲ訂正  
スルニトク好マザルト一般ニ形式問題ニ意ヲ用ヒ  
為ナリト思科セラルル者市役所中ノ市會ノ提議  
否決セラルル結果不始中ニ市會ノ改訂ト同

共ニ三編ニシテ十三十一野崎

新方ニ依リ改訂方ヲ提議スル者提議ハ自然地圖

ノニトトナリ

一、諸邦ノ自由、強國ノ自由ノ不平等ニ因ミテ第七

十ニ至ル規定ハ單ニ通事市役ノニナラズ小色價

格表取等ノ業務ノ場合ニ之ヲ適用スル為一般規

定中ノ第二十五條第三項ニ移シタル我提議ハ相違

理由ニシテ第一委員會ヨリ市會委員會ヨリ



印不列明ニシテ履行月日ヲ知ルコト困難ニシテ何  
 時ニテ引取ヘ得ん否ヲ豫事録ニ記載スルコトナ  
 リ我提議ノ趣旨ハ貫徹スルコトヲ得ナリ

一、新送ノ場合ニ於テ追加料金、現行市便条第廿四  
 十回条ニ於テハ聯合由ニ於テ通常引取場ノ新送ニ  
 付テハ何等ノ追加料金ヲ徴收セザルコトヲ明記セル

共一三號(乙) 十三、十一 野崎

ニ拘ラズ施行規則第廿十回条ニ於テハ新送ノ場合、  
 料金ヲ追徴スルコトヲ規定シ兩者相衝突スルヲ  
 以テ常時ノ規定ヲ及ビシ施行規則ノ規定ト調和  
 セシメントスル我提議ハ英、佛、白、蘭等ノ賛成ヲ得  
 ヲ採決セラレタルトナレリ

一、別紙通知便知ノ補充料金、尚呈報便知ノ保費  
 料ハ新送スル不能取違ノ場合、市便知ニ附随セリ

ハ、拘ラス、御座、御使知、御光輝、金、附隨、  
 トトナリ、店、二、西、店、見、御取、ラ、異、ラ、ス、ル、理、由、五、シ、キ、ヲ  
 取、ラ、後、者、ヲ、前、者、御取、一、致、セ、レ、メ、ト、ス、ル、特、權、事、ハ、御  
 刺、西、商、一、登、成、ア、リ、タ、ン、モ、十、三、対、七、二、票、ノ、差、ヲ、以、テ、否、決、セ、  
 ラ、レ、タ、リ

一、取調請求期間、書留通事御使知、御取調請求、

共一三號(乙) 十三、十一 野崎

御使知、差、主、ノ、型、キ、エ、一、年、内、之、ヲ、受、理、ス、ル、  
 ト、ト、ナ、リ、店、モ、普、通、キ、事、御使知、付、テ、リ、請、求、期、間  
 一、箇、月、何、等、ノ、規、定、キ、リ、以、テ、之、書、留、ト、日、標、ノ、請  
 求、期、間、ノ、規、定、セ、レ、ト、ス、ル、趣、旨、ノ、提、案、ハ、無、事、ノ、外、独  
 蘭、法、<sup>フセルブ、</sup>ラ、ロ、ア、ー、ト、ス、ビ、グ、エ、<sup>ヌ</sup>等、ノ、主、張、ス、ル、所  
 ナ、リ、何、等、ノ、異、議、ナ、ル、殊、決、セ、ラ、ル

一、控訴続供、書留御使知、之、矢、シ、差、出人、ノ、利、益、ノ、左

貼候ノ有ル場合ニ於テハ差出人ニ戻送費ヲ還付スル  
 事ニ取調請来ノ業務ノ遅延ニ因リ為サレタル場合  
 ニハ尚取調<sup>(指承)</sup>料金ヲモ還付セシムル我提舉ハ同一趣  
 旨ノ「チニツク、スセガアサ」案ト同時ニ付議セラレ  
 可キナリト云々要クニテ破レタルモ後平ハ和南ニリモ  
 同様ノ提舉アリ持込ヒラシム

共二三箇ノミ 十三、十一 野崎

一、代金引換相<sup>ノ</sup>改正 代金引換制度改正  
 関<sup>ニ</sup>我提舉<sup>ニ</sup>関<sup>レ</sup>ル所出「代金引換制度ノ  
 統一」ノ部を肩

一、意美切手<sup>ノ</sup>美ノ貼附、意美切手<sup>ノ</sup>其ノ他切便切  
 手ト限同<sup>ニ</sup>スル各様切手ハ郵便物ノ裏面  
 非<sup>レ</sup>ハ貼附スルコトヲ得<sup>ル</sup>者ヲ施行規則中ニ明  
 定セトスル我提舉<sup>ハ</sup>同一趣旨ノ提議ト一様附議

七、何等ノ異議ナリ通過ス

一、通信切手券ノ計算、引換増減通信切手券ノ計  
算書ヲ年二期ニ分ケ作成セシメ、凡ソ現行制度ヲ  
年一回、改メ以テ其各ノ手取ヲ省略セシムル提議  
ハ我士ノ外英土、露洲、リサル、所地方等ノ諸士ノ  
主張ニ依リ三十対二票ノ差ヲ以テ存留セラルナリ

共一三號(乙) 十三十一野崎

(三) 價格表記郵便約定ノ部

一、曝露性、發火性ノ物品等ノ処分方、曝露性、發火  
性及風俗壊乱ノ物品ノ郵便物中ニ発見セラル場合郵  
便条附片ニ九条ノ処分方ト統一スル旨之ヲ発見セタ  
レ郵政廳ヲシテ直ニ奏却スルニトテ得シノムトスル提  
議ハ我士ノ外佛土、葡領印度ヨリモ同様ノ提議ヲ  
ノ順序トシテ先ツ佛土奏通過レタルヲ以テ我提議

金局

之其ノ目的ヲ貫徹スルヲ得タリ

一、料金ノ帰属、價格表記郵便物ニ因リ坐收シタル  
料金中約定ニ於テ規定セラルルモノハ凡テ徴収郵政  
廳ニ帰属セシムトシテ提票ハ我國ノ外独逸、和蘭、  
露西ヨリモ提出セラル一面價格表記料ノ分配計算  
停止ナルコトヲナリタル結果料金ハ凡ハシ坐收玉ニ

共二三(乙) 十三、十一 野崎助

帰属スル旨規定スルコトナレリ

一、從價告知書ノ記入事項ノ正否、施行規則第五條  
ニ從價告知書ノ記載事項ノ正否ニ付テハ郵政廳其  
ノ責ニ任セラルコトヲ明記セントスル提票ハ凡テ  
ノ規定ト一致セシムトスルモノニシテ異テ誤ナク通  
過セ

(三) 小倉郵便約定ノ部

寄金局

一、同一國二港間海路運送料、同一國ノ二港間  
ノ海路運送ニ付テハ當該國ノ陸路運送料ヲ收得  
スル場合ハ其海路料ヲ收得セシメサルムトスル提議  
ハ事實當然ノ事トレテ異議ナク通過ス  
一、煉寸ノ運送、煉寸ハ廢大性ノ物品ナリトノ見解  
ノ下ニ郵便禁制品トレテ扱ハレ在ルニ關係各々

共一三號(乙) 十三、十一 野崎納

物派ノ上納品ノ包装ノ下ニ之カ運送ヲ許スル  
トスル提議案ハ金會一致ヲ以テ通過セタリ  
一、禁制品ノ処分改正、曝露性、廢大性、危險性、  
爆震性ハ不道徳ノ物品ヲトシテ其内ヲ見シタル場  
合ノ処分方ニ付郵便禁制品ノ權限ヲ得ルハ其原  
見ニ於テ之ヲ棄却スヘシトスル提議ハ我々ノ外独  
佛、伊、比、日、露ノ提議アリ金會一致ヲ

以テ通過レ通常即使小宅即使両方ノ統一ヲ見ル  
ニ至レリ

一、不能既達小宅ノ処分方松改正、不能既達ニ付テハ一  
差出人ニ其ノ処分方ヲ照会シ其ノ回答ヲ待テテ返  
送、転送、事務等ノ処理ヲ為スニトニ現行規定  
ルヲ改メ総テ三十日間保管セシ後差出国ニ返送セ

共一三號(乙) 十三、十一野崎

ニトスル様式ノ提議ニ就テハ保管期ヲ三十日以上  
三十日以内ト修正通過セタリ

第四委員会ニ於テハ左ノ第二委員会ノ決定ニ係ラス  
十五日保管後差出国、返送ムルニトニ決定シ三十日  
ノ保管期ヲハ多数ノ願ニ付トナラザラシキ我々  
他ノ小宅特殊規定トノ関係ニテハ本令所ニ於テ極  
力三十日ノ保管期ヲ復旧方ヲ主張セシ結果委員

会決定通十以上三日以内トレテ通達レタリ  
然ルニ本条ニ因テ我國ノ提案ノ定作タル又分同  
合全廢主義ハ現行ノ西報ニ比シ余リニ急激ナル改  
正トナルヲ恐レ多難ノ五ニ類ニ躊躇ニシテ決断ナリ  
案ニ依リ我提案ト現行ノ法トノ所表方法ヲ採用  
レ遂ニ豫メ特ニ又分同合ヲ受テントスル意思表示ナ

共一三號(乙) 十三、十一野崎

キニノニ限リ我提案ノ如ク扱フエトナレリ  
一、代金引取小色紙送達ノ義務、臨時必ニ代金引  
取金額ノ多寡ニ因係ナク又該義務ヲ履行ニ在ル  
ト取トニ拘ラズ代金引取小色紙ノ媒介送達ヲ為スノ  
義務アルエトヲ明定レ送達上ノ利便増進方ヲ期  
スルニ永年ノ提案ハ即便条好義ニテ五條紙自由  
ノ規定ト対照シテ強ニ紙ノ自由ヲ擴張明確ニ

スルノトレテ右之ヲ認メ何等異議ナク通過ヲ  
見タリ

一、不能既達小色及分同金ニ対スル回差料、  
第中一不能既達小色ニ付規定スル料金（及分同金ニ対  
スル回差料）ヲ削除セムトスル我提議ハ、處分同金ヲ  
廢止スルコトヲ前提トシタルモノナルモ我主張ナク處

共一三號（乙） 十三、十一 野崎納

分同金ニ全ノ廣主義ハ通過セム同金ハ依然存続ス  
ルヲ以テ本提議ハ目録撤回セラル

一、小色行出票及定額ノ重量制限、施行規則第ニ條小  
色行出票及定額ノ重量制限ヲ設ケルナル我提  
議ハ多大字句ノ修正ヲ見タルモ否者ノコトトシテ  
採擇セラル

一、小色料金ノ改正期制定、小色料金ノ改正ヲ第三

回、限定セリトスル施行規則第三條ノ我提議ニ付  
 予ハ若キトモ現行ノ料金改正方法ニ不任ノ感ニ居  
 レル所ニシテ特選、佛蘭西、瑞ノ西、其ノ他、其ノ所  
 ヲ改訂方提議アリ結ル所定中、第三條（陸路料）  
 第三條（海路料）ノ料金引上又ハ引下ノ事項中  
 其效力全無期日ヲ明定スルコトナリ我提議ノ趣旨

共一三號（乙） 十三、十一 野崎 附

費限セリ

一、第三條ノ所定ノ包裝、施行規則現行第三條ノ  
 予ノ包裝ニ關シ我提議ハ所定中、第三條ニ  
 於テ煉寸運送ノ途開ケル結果當然ノ事トシテ  
 採擇セラル

一、業務ノ非常停止ニ因リ運送小色ノ収得額處理方、施  
 行規則第三十三條第二項ノ現行規定ヲ業務ノ非

金局

常停止の目ハ小色返還ノ時今迄適用セムトスル所  
也ノ提議ハ事實誠ニ当然ノ事ナリモ結構ラス要  
今ハ於テ各社委員ノ願ヒル所トナラス否快サレタ  
ルヲ以テ第八回本会議ニ於テ更ニ反省ヲ求メ共通  
退、努力タルモ遂ニ否快ノ運命ニ陥リタリ願フニ  
業務ノ非常停止ト曰ハハ同然、地震等ヲ聯想シ

共三號(乙) 十三、十一 野崎站

易中ヲ以テ吾妻共ハ在界ノ大戦例ヲ終リシタル  
多ク石ノ間戦ノ前提トスルル如キ提案トシテ感情  
上之ヲ好ミサクレモノ、如シ

一、不能配達小色ニ對スル處分同左、  
片行規則

結果何れも自然撤回トナレ

(四)郵便局暫定ノ部

一、局舎料金ノ改正、局舎料金ニ関シテハ本邦ノ外  
独逸よりモ提議アリ委員会ニ於テ種々所論ヲ宣  
示スルモ何レモ一長一短アリトシテ確證セラレザリ  
カ一面代金引渡郵便ニ関スル料金ハ通常小色共

共二三號(乙) 十三、十一 野崎

ニ定額料金ト比例料金トヲ合計シテ定ムルコト

トナリ此ノ方法ニ依ルトキハ日本提議ノ趣旨モ或程

度迄貫徹スル可キヲ第九回本会議ニ於テ独逸

瑞西、法牙利より最前ノ独逸案ヲ復述シ三十

山以下ノ定額料金ト surfaces 額ノ二百分ノ一ノ比例料

金トヲ合シ局舎料金ト爲スハ中提議ヲ爲ス様次

セラレタリ

一、存廢爲智利用者ノ範圍擴張、存廢爲智利用  
者ノ範圍擴張ニ付テハ日本、白國、葡萄牙殖民  
地ヲ同趣旨ノ提案アリ字句ノ問題ハ外トシ御  
役者如トノ統一ヲ期スルノ上ニ素ニ大ナル  
反對アリ然テ我提案ノ趣旨ヲ貫徹スルヲ得タリ  
(第六條第二項)

共二三號(乙) 十三十一野崎

一、新長認可書ノ有効期間、新長認可書ノ有効期  
間ノ改正ニ關シテ第六條第二項ノ我提案ハ有  
效期間ノ如キ權利ノ實際ニ關スルモノハ施行規則  
ヲ以テ審判爲定中ニ規定スルヲ適宜ナリト思惟シタ  
ルニ由ルモノナルニ多クハ斯クノ如キ法理論  
ニ拘泥スル實際ニ支障ヲ生セリハ規定ノ改正ニ  
年ヲ離ルルヲ好ミテモノ多ク又本條以前ノ新長

得可書、何等規定ナク、茲ニ突然、其ノ有効期間ニ  
 并云々云々、穩當ニ「フ」トノ意見モアリ、遂ニ施行規  
 則ノ書換、本文ノ附議ノ際ニ譲ルニトナレリ  
 一、非加入國宛有書ノ發送、非加入國宛有書ノ發送、  
 國レ「ハ」日本ノ外、独逸「ヲ」モ同一趣旨ノ提案アリ  
 本文ノ作成、トレ「ハ」既レ「ハ」字句ノ変更「ヲ」大「カ」ラシ  
 ム「ハ」方針「ヨリ」独逸案ニ「ヨリ」著撰レ「之」ヲ可快シタリ

表一三(乙) 十三、十一野崎

(附十九条)

一、局勢ノ進展ニ對シテ責任、局勢ノ送達、送達處理、  
 近ニ對「テ」責任免除ノ規定「ヲ」第四願「ト」レ「テ」決定セ  
 トムル日本ノ提案ハ、従来斯「ク」ノ如キ意味ニ解シテ  
 レ「テ」以「テ」新「ニ」本文「ヲ」墨「ク」必要ナシトノ議、論「ヲ」タ「ク」  
 終「ニ」之「ヲ」明文「中」ニ明カニセシトムル我案ハ、解釋セラルル  
 ニ至ラザリキ(附二十二条)

一、賠償金償還法ノ改善、賠償金償還方法トシテ  
 總計算書、在ケル計算ニ於テ差引計算ヲモ認メ  
 ムトスルルノ提議ハ委員會ニ於テハ其ノ前途タル總平  
 算書廢止ノ意見（議成、和蘭）スル現ハレ在ルニ為  
 独逸、亞爾然下、<sup>「ケユウ、スセウ」</sup>等ノ委員之ニ反  
 對シタルモ日本委員ハ佛士、<sup>「テニジ」</sup>ノ兩委員ノ又

共一三號（乙） 十三十一 野崎納

持ノ度ケテ遂ニ字句ノ修正ヲ度ケ可快セラレタリ然  
 ルニ第九回本會議ニ於テ独逸委員ハ更ニ一歩ヲ進メ  
 テ月次計算書ニ於テモ其ノ方法ヲ利用シ得シナム  
 カ為總計算書トアルヲ單ニ計算書ニ改メレトシ提  
 議シ可快セラレタリ（第二十五條）  
 一、為替券送達方法ノ改善、為替券ヲ書留郵便ト  
 レテ差走フルノ途ヲ開クニスルル提議ハ對シ絶

作の特殊ノ事情ニ場合、限リ斯ル取扱ヲ為スコト  
 ニ付テハ其レノ異議ナキカ如レト云之ヲ規定トシテ採  
 用シ一國ノ要求アルトキハ必ズ斯ル取扱ヲ為サザルヘカ  
 ラストモハ差支國ニテハ到底其ノ煩ニ堪ヘストノ異論統  
 出レ遂ニ採扱スラレルニ至ラザリキ從テ此場合ニ依リ  
 テハ日本案ノ如キ必要アルコトヲ議事録ニ止ルコト

共一三號(乙) 十三、十一 野崎

ニ満足レタリ(サオ三條)

一、採扱認可書ノ有効期間、採扱認可書ノ有効期  
 間ニ因ムル日本提案ハ前ニ述ハタルカ如ク施行規則第  
 八条ノ場合ニ該議スルコトナリ在レンカ是ニ因リ独  
 逸ハ採扱認可書ノ有効期間ハ陸海軍省各ノ有  
 效期間ニ限定セラルルハキモノコレヲ更ニ之ヲ延長スヘ  
 キ性質ノモノニ非スト反對セラルルモノ日本ハ實際取扱

ノ便宜上 事務ヲ主眼シ多數委員ノ賛同ヲ得可快  
セラレハ至レリ（第八号）

一、事務ノ名義変更手續ノ改善、 第十号 第三  
項ニ因ミ日本ノ提案ハ字句稍々難解ノ為説明ニ  
努メタルモ容易ニ議論ノ了解ヲ得ナク以テ  
「然レトモ名義新政府ハ自己ノ責任ヲ以テ郵便ニヨ

共一三號（乙） 十三、十一 野崎助

レ請求スル 請求書ノ到着ヲ俟タスレテ名義ノ  
電報ニ依リ変更請求書ニ對シ相老處理スルニトシ  
得レト提案シタルニ忽チコレヲ通過セタリ

一、為替ノ取扱、 為替ノ新送ニ因ミ第十号、第十  
二条、因ミ新提案ハ約定第十九年ニ於テ日本又  
独逸ノ提案ニ依リ非加入國ニ於テ為替ノ新送ヲ  
認メレトトナリシ結果大條ニ於テ異議ナク新提案

ノ趣旨詳説セラル

一、振替通知表、振替通知表の箇この我建案ハ日本  
ノ如キ遠隔ノ地ニ在リテ毎日ノ交通ノ行ハレサル國ニ  
在リテハ期日カヲ一表ニ更遷セハ其ノ必要アリト  
テ可決セラルルカ瑞西委員ノ意見ニ依リ此ノ表中  
ニハ各振替通知書ノ日附ヲ明記スルヲ要スル旨議事

共一三號(乙) 十三、十一 野崎

録ニ記載スルニトナレリ(第七條)

一、職權振出ノ範圍擴張、施行規則中一、郵政

廳ハ他國事務ニ関涉シテ自己ノ口座ヲテ第三

國ニ對シテハ職權振出ヲ得ルニトテ規定セシト

スル我建案ニ對シテハ瑞西委員ハ郵政廳ハ自己ノ

權利ヲ自由ニ處分シ得ヘキニト一私人ノ加入者ト

是モ異ン所ナク姑ニ規定ヲ設クル迄モテ必要ノ

都度債部郵政廳自ラ自ヒノ加入ヒ座郵政廳  
 (芳二五)ニ對シ債権者タル第三郵政廳ハ宛ラタル  
 振替私出ヲ請求スルハ可ナリト辯シ海防ノ大勢  
 高クナリ如クナリシヲ以テ之ノ旨議事録ニ記錄  
 スルニトシテ片ラ亦案ヲ立張ルナリニトシタリ

共二三號(乙) 十三、十一野崎

一、其ノ他ノ改正事項

以上ヲ以テ會議中ノ重要事項ト我々控束  
 ノ左邊ノ大要ヲ記述シ終リタルカ是ニ新議案始  
 為建中ノ改正事項ニシテ猶ハ重要ト認ムルモノ  
 就中簡章、其ノ左邊ヲ述ヘントス

(一) 郵便条約ノ部

一、仲裁ノ解決方法ノ改善、現在ニ於テハ仲裁者

④ / 裁決ハ投票ノ過半数ヲ以テシ投票同数ナル場  
合仲裁者ハ異見ヲ決スル為爭議ニ因縁トシ他  
ノ一郵政廳ヲ選定スルトナリ居ルニ實際問題  
トシテハ謂所「他ノ郵政廳ヲ選定スル」ニ仲裁  
者間ニ協議纏ラリニトアリ斯ル場合現行規  
定ニテハ之ヲ如何トモスルニ能ハザルヲ以テ此ノ欠

陥リ救済スル者ノ独逸ノ提議ニ基キ斯ル場  
合ハ総務局ハ所轄ヲ以テ決裁郵政廳ヲ選定  
シ得ルニトナレリ（案如前ノ案第三項）  
一、書状ニ署名人以外ノ人ニ宛テタル通信等封入禁  
止、書状ニ署名人又ハ其ノ同居人以外ノ人ニ宛  
テタル書状又ハ他ノ書状ヲ封入スルニトハ、居出女ノ郵便科  
金收入ニ多大ノ影響及ボスヲ以テ之ヲ禁止方南領

東印支、支那支那、何地方より提集する其支出  
「左集制」凡、其ノ由至制支ニ於テ採用スル計ナリ  
トテ之、賛ニ投票ノ結果廿二対十一票ノ差ヲ以テ採  
擇セラル。右ノ結果總括表記書式ニ主目標ノ制  
限ノ受ラレトナリ（案第百廿二條）三項、使  
括表記書式ナリ

共一三號（乙） 十三、十一 野崎

一、フレート、フリー、制、現、能、於、時、刻、後

ニ、差、出、ル、印、便、物、者、後、便、ニ、結、束、セ、ル、ノ、限、ニ

在、ラ、ス、ト、ノ、見、解、ノ、リ、ニ、制、ニ、フレート、フリー、レ、テ、微、シ、特

別、ノ、取、扱、ノ、方、ニ、ノ、規、定、ナ、リ、セ、ル、也、印、便、物、ハ、本、局、上

支、障、ナ、リ、限、ノ、便、宜、者、後、便、ニ、結、束、セ、ル、メ、居、ル、向、多

キ、ヲ、以、テ、私、商、ノ、提、集、ニ、依、リ、由、至、制、ニ、於、テ、之、ヲ、許

ス、ト、ナ、リ、右、特、別、取、扱、ノ、取、料、ト、シ、テ、フレート、フリー、レ、テ、微

收し得んニトナレリ（事務方其旨条）

三、金貨ノ運送、現行規定ニ依リ、生性動物中運送  
ヲ許スモノハ、独リ金貨ノ一ニシテモ金貨ハ産業上極メ  
ノ重要ナル事物ニシテ、國際産業ノ因ニシテ、金貨  
ノ此ハ、非ナレバ以テ佛古、金貨ノ一ニシテ運送ノ途  
ヲ用ルニエトテ、是等ノ條ノ一ニシテ

共ニ三條ノ一ニシテ、十一、野崎

四、貴金貨ノ運送方法ノ制限、現行規定ニ依リ、

貨物、銀、金、銀貨、珠玉、普通郵便

ニ依リ、ノモ、金貨ノ運送ニ得んニトナレリ（事務方其旨条）

其ノ犯罪ノ誘致、金貨ノ運送ノ理由ニ依リ、之等ノ物

品、大ナルモ、金貨ノ運送ニ得んニトナレリ（事務方其旨条）

之カ下、其ノ金貨ノ運送ノ理由ニ依リ、之等ノ物

運送

(二) 借格表記印便取定ノ部

一、借格表記書状ノ由定取所限、借格表記書状ニハ  
 従来有借格書ノ限、外入ニモトナリ居ルモ今更  
 貴金庫業モ亦有借格書日様借格表記トシテ貸送  
 ン得ンニトナレリ 右、高取ノ製作費ヲ要スル書  
 美、有借格書日様ノ取ヲ右ニモ又添テナリ以テ

共一三三(乙) 十三、十一野崎

時勢ノ要求ニ從ヒ特選及佛蘭西ノ提案アリ  
 其會ニ於テハ、特選案ニ依リ審議ヲ進メ之ヲ採擇ス  
 レトナレリ之ト日時、印便取所、取テ書状中ニ課  
 税品ノ外入ニ得ンニトナリ主然案借格表記書状  
 ニモ亦之ヲ在肩セシメ得ンニト、レ其之限一ノ期ニモ  
 ト、モ、(亦一ノ案及テ六ノ案)

二、借格表記ノ差引計算簿止及借格表記ノ変更

從來價格表記料、各國業務毎に且金額三百法毎に  
陸路に付金山、海路に付金山ト定メ之ヲ合計シテ之  
料金トシテ其ノ料金ヲ夫々各國に分配スルニ定メ  
只若干ノ措置トシテ此ノ差引計算ヲ行ハサルニト  
ナリ在リタレリ今因根本的ニ改正シ公衆より徴収ス  
ハト價格表記料ハ表記金額三百法毎に金山ト

共一三號(乙) 十三、十一 野崎新

ト定メ全部徴収國に於テ收得シ各國間ニ分配計  
算ヲ行ハサルニトナレリ蓋シ事務力取扱上ノ簡便  
ヲ期スルニ於テ一進歩ノ處セルモノト曰フヘシ

(三) 小金額定ノ部

一、重量階級ノ変更、從來一階級小金額認メタルハ  
各國ノ隨意ナレシテ今回取揃テ標準ナリ豫メ西  
班牙、ハンガリーノ賛成ノ結果必ク之ヲ認ムニトナ

レノ即チ重量一磅以内ノ小色ニ付テハ必ス約定所  
定ノ高貴級ノ運送料ノ適用スルコトトテノ輕量  
小色ニ付テハ秤金ノ輕減ニ得ルニ至レリ

二、保費料ノ最高限制定、  
名義地郵便局ニ於テ  
小色ヲ保費スル場合ノ保費料ハ孰ラハ其ノ最高  
秤金ノ定メテキタメ公衆ハ往々意外ニ多額ノ保費

共一三號(乙) 十三十一 野崎助

料ノ徴收セラレコトアリシモ今回私商、独逸等

ニノ最高限ヲ定ムル必要アリトノ提議アリ各意

見テ戦ハレタモ後之ヲ互法ト定ムルコトナレリ

三、割配達料ノ改正、小色ノ割配達料金ハ一角ニ付

五ノ山ナルモ通常郵便局ノ日秤金ハ一通ニ付一法ニ

レテ彼之權衡ヲ得テルヲ以テ之カ統一ヲ期スル爲

小色ノ割配達料ヲ引上ケ一法ト改正セシメト増地

新ニテ提議アリレモ紙面端西ノ提議ニテハ一山ニ  
改正セラレタリ本改正ハ通商郵便ト完全ナル統一  
ヲ見ルニ至ラサレモ從來ニ比シ裁分其ノ不統一ヲ緩  
和シ得タリ

四、債書金庫小倉ノ處分方長、小倉内ニテ債書ヲ發  
見スルトキハ左記國ノ内國法規ニ依リ相違處分スル

共一三號(乙) 十三、十一 野崎

然ラサレハ差出人ニ小倉ヲ返送スルニトナラセ  
テ猶逸提議ニテ如何ナル場合ハ左ノモ債書金庫  
ノ故ヲ以テ差額小倉ヲ返送スルヲ許ササントナ  
レ

五、債書小倉ニ関スル改正、債書小倉ハ從來債書  
ノ差出レ又ハ之ニ就クモノニ限ラレ居リ通商郵  
便ノ聯合ト後一ヲ欠ナレモ今回佛國委員ノ提議

依り通事郵便国称係属情報局等より受し又  
ハ之に就て小色に付テモ同様ノ取扱ヲ為スニトナ  
リ係属局替ニ関スル改正ト相俟テ三者ノ統一ヲ圖  
ルニトナレリ

六、海敗ノ属スル物品ノ賣却、小色ノ在府品ニシ  
テ府内敗ノ属スルモノハ運送途中ト云權利者ノ利

共一三號(乙) 十三、十一 野崎

卷ノ存ノ賣却シ若シ賣却ニ得サル時ハ棄却シ得  
ルニトハ從來施行規則第三十七條ニ之ヲ規定セル  
ニ本件ノ如キハ条約事項ナリトノ見解ヲ以テ之  
ヲ決定中ニ移リ又トテ佛國より提案アリ特  
定第三十一條ニ之ヲ規定スルニトナレリ

七、小色ニ関スル文書ノ保存期間、小色ノ取扱ニ関  
スル文書ノ保存期間、付テハ現行決定中ニ何等

定々所ナキモ、敢て前ノ取扱ニ係ルル小色、白跡跡  
ノ取調請、亦ク受ケタル場合取調ヲ遂行シ、確答  
ヲ為スノ義務アリトモ、否ヤ明ナラス不便多カリシヲ  
以テ、今回佛國ハ取扱小色ノ關係書美ノ保存期間ヲ  
二年以上ト定メムコトヲ提議シ、期間、台ノ相書議  
決、了ルモ、結局佛國<sup>（案）</sup>ノ決定ニタリ

共一三號（乙） 十三十一野崎

ハ、小色ノ寸尺制限変更、一現行リ一面ノ寸尺一米五十

種以内又一面ノ寸尺一米以内ノモ、他ノ面五種以

内トアルモ、諸般、瑞典ニ之カ改正ノ提議アリ、結局

一面ノ寸尺ハ原則トシテ一米五種以内ナルヲ要スル

コトハ、従来ノ決アルモ、例外トシテ長サ及横周ノ全シ

テニ米以内ノモノ之ヲ認ムコトナリ、細長形ノモノ

ヲ兼送シ得ルノ途ヲ開キタリ

然ルニ第八回本会議、於テ独逸ハ長及横岡ヲ令シ  
ニ来ニテ、大キニ失ストナシ三来案ヲ懸議シ通過レ  
タ

九、通運通達ニ因テ責任、小色ノ通運又ハ既達通達  
ノ結果全有品商販スルトナハ、郵政廳ヲシテ其ノ責  
任ニシメントスル白耳義提案ニ對シテハ賛否相

共一三三(乙) 十三、十一 野崎納

失ハシトミ自決テ因持シテ譲ラス日本及伊太利  
ハ果シテ商販ノ事實ノ郵便業務カノ通失ニ因テ  
實際上判定困難ナレミナラス又理論トシテハ俄ニ  
賛成シ難キトナリ極力主張シ居シ該案ニシテ成ニ  
セトナハ最終議定書中ニ日本及伊太利ハ商販規  
定ヲ遵守セリトナリ附記スハキ旨要求シテモニ  
之ニ進退スル團結者ニ遂ニ收斂スハクナリ至リ

茲、於今午太利、早、各國ノ尊重ス、ハキ、紛来トシテ  
議事録、ノ、左、提、案、ノ、附、記、ス、レ、止、メ、ト、シ、テ、要  
求、シ、提、案、國、白、耳、義、亦、妥、協、的、精、神、ヲ、以、テ、其、ノ、提  
案、ヲ、撤回、シ、各、國、ハ、道、義、的、白、國、提、案、ノ、趣、旨、ヲ、遵  
守、ス、ハ、ト、シ、テ、議、事、録、中、ニ、附、記、ス、レ、ト、シ、テ、止、メ、テ、后  
着、ヲ、見、タ、リ

共一三號(乙) 十三十一 野崎新

四 郵便局替給定ノ部

一、賠償金支拂方針ノ改善、瑞西ニテ賠償金ノ支  
拂ヲ敏速ナラシメントノ目的ヲ以テ其ノ支拂期間ヲ  
一年ニテ六ヶ月(海外諸國ノ關係ハ九ヶ月)ニ短縮シ且  
拂渡郵政廳ヲ正當ニ請求ヲ受理シタル後、六ヶ月ヲ  
至遲スルニ解決ヲ爲サセトシハ振出郵政廳ハ拂渡  
郵政廳ノ計算ニ於テ賠償金ヲ請求人ニ支拂フ權

能ヲ有スルコトニ提議シ可決セラレタルノ旧規定ニ比シテ  
ハ一歩ヲ進メタルモノト謂フヘシ（序ニナカス）

ニ、局替ノ日附認取料ノ制定、現行規定ニ於テハ  
日附認取料ノ定メナキモ今回和蘭、局替ノ日附  
認取料ニ對シ通常郵便ノ取調請求料金ト日額ノ料  
金ヲ徴シ得ル途ヲ開カントレテ之ヲ提議シ共ニ本

共ニ三體（乙） 十三、十一 野崎

件料金ハ主善又ナキモ有效期ヨリ左迄セレタ

タルコトニ付郵便業務ノ側ニ過失ヲモテ場合之ヲ徴

スルハ不當ナリトシ相互ニ意見交換ノ後遂ニ郵便

業務ノ左迄失ナキ場合日附認取料ヲ徴シ得ル

コトトシ通過セリ

三、留置料金ノ制定、留置局替事ニ對シテモ郵便

業務ノ左ニナカス規定スルコト同様に料金ヲ受

取人より徴收セントスル程案ハ佛國ノ外ケエラズ、スロ  
グアテマラ、盧森堡よりモ呈出アリ、其ノ科金ハ徴收國  
ニ金部歸屬スルニトシテ佛國條約ニシテ本  
件ハ他ノ一般郵便物ノ留置所ニ徴収スルモノ  
ニシテ之レヨリ取扱上ノ統一ヲ期シ得ヘレ

共三號(乙) 十三十一野崎助

(四) 郵便振替切手ノ部

一、支払通知書、対シテ郵便料免除、  
盧森堡より外  
國主臣ノ振替口座加入者宛發送スル支払通知書ハ  
之ヲ無料郵便物トシテ取扱フヘキ旨ノ提議アリ之  
ニ對シテ特種ノ利害關係者ニ登着スル郵便物ノ科  
金ハ其ノ利害關係者ニ加入者ヲシテ負担セシムヘキ  
モノナリトシ反對スルモノアリシモ必要決ノ結果可決セラ

レタリ

二、取調請求料金ノ制定、取調ノ請求、因レテハ通  
常郵便ノ取調請求ニ準シテ料金ヲ徴收レ得ルコト  
ニ佛士ノ提案アリテ可快トナル

共ニ三箇ノミ 十三十一野崎

共三三三(乙) 十三、十一 野崎納



